

産業廃棄物処分業許可証

住 所 鹿児島市魚見町1635番地5
氏 名 隆誠工業株式会社
(法人にあっては名称 代表取締役 水口 幸子
及び代表者の氏名)

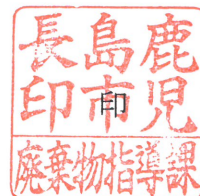
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
者であることを証する。

第14条第6項
第14条の2第1項

の許可を受けた

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

許可の年月日 令和 7年6月25日
許可の有効年月日 令和12年6月24日



1. 事業の範囲

事業の区分

(1) 中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、以上8種類
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 中間処理（選別）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、以上8種類
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 中間処理（焼却）

産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、以上3種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(4) 中間処理（固化）

産業廃棄物の種類

汚泥（無機性に限る。）、以上1種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理（破碎）

① がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの
移動式破碎施設

[株]中山鉄工所製 NE250J型]

(裏面につづく)

(日本産業規格 A列4番)

設置場所：鹿児島市五ヶ別府町171番1（駐機場）

設置年月日：令和4年4月11日

処理能力：がれき類 1, 280 t / 日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1, 280 t / 日
金属くず 10.56 t / 日

許可年月日：令和4年4月11日

許可番号：廃指第20号

- ②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボードに限る。）の破碎施設〔渡部工業(株)製 200A型〕

設置場所：鹿児島市石谷町4321番1の一部

設置年月日：平成29年6月30日

処理能力：4 t / 日

- ③木くずの移動式破碎施設

〔株諸岡製 MC-6000型〕

設置場所：鹿児島市石谷町4321番1の一部（駐機場）

設置年月日：令和7年8月28日

処理能力：103.906 t / 日

許可年月日：令和7年8月22日

許可番号：廃指第134号

- ④廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、以上7種類の破碎施設〔NC工業(株)製 NCM-P-V2 1300型〕

設置場所：鹿児島市石谷町4340番1の一部

設置年月日：平成30年11月16日

処理能力：廃プラスチック類 3.84 t / 日
ゴムくず 6.24 t / 日
金属くず 7.96 t / 日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 16.03 t / 日
紙くず 3.24 t / 日
木くず 4.75 t / 日
繊維くず 1.69 t / 日

- ⑤がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの移動式破碎施設

〔株式会社ジェイシーイー LEM60-40J〕

設置場所：鹿児島市石谷町4321番1の一部（駐機場）

設置年月日：令和4年3月31日

処理能力：49.92 t / 日

許可年月日：令和4年3月30日

許可番号：廃指第407号

（2枚目につづく）



⑥木くず、廃プラスチック類の移動式破碎施設

[H A A S社製 T Y R O N 1 5 0 0型]

設置場所：鹿児島市石谷町4321番1の一部（駐機場）

設置年月日：令和6年7月5日

処理能力：木くず 236 t / 日
廃プラスチック類 150.4 t / 日

許可年月日：令和6年6月25日

許可番号：廃指第113号

(2) 中間処理（選別）

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、以上8種類の選別施設

[志摩E & W(有)製 1800型トロンメル]

設置場所：鹿児島市石谷町4340番1の一部

設置年月日：平成30年11月16日

処理能力：35.16 t / 日

(3) 中間処理（焼却）

紙くず、木くず、繊維くず、以上3種類の焼却施設

[(株)憲翔技研工業製 H I K - A B - H 1型]

設置場所：鹿児島市石谷町4321番1の一部

設置年月日：令和元年12月5日

処理能力：1.52 t / 日

(4) 中間処理（固化）

汚泥（無機性に限る。）、以上1種類の移動式固化施設

[(株)小松製作所製 B Z 2 1 0 - 3]

設置場所：鹿児島市石谷町4321番1の一部（駐機場）

設置年月日：令和2年8月27日

処理能力：1,200 m³ / 日

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 2月 9日 変更届（代表取締役の変更）

平成29年10月12日 変更許可（中間処理（破碎）の取扱う産業廃棄物の種類の追加：金属くず、紙くず（廃石膏ボードに限る。）、以上2種類）

平成29年10月17日 変更届（木くず、廃プラスチック類の移動式破碎施設の廃止、木くず、廃プラスチック類の移動式破碎施設の追加及び木くずの移動式破碎施設の追加）

（裏面につづく）



平成 30 年 11 月 16 日	変更許可（中間処理（選別）の追加、中間処理（破碎）の取扱う産業廃棄物の種類の追加：繊維くず、ゴムくず、以上 2 種類 変更届（破碎施設④の追加）
令和 元年 12 月 5 日	変更許可（中間処理（焼却）の追加）
令和 2 年 6 月 16 日	変更届（住所の変更）
令和 2 年 8 月 13 日	更新許可
令和 2 年 9 月 7 日	変更許可（中間処理（固化）の追加）
令和 4 年 3 月 31 日	変更届（破碎施設⑤の追加）
令和 4 年 4 月 12 日	変更届（破碎施設①の入替）
令和 6 年 7 月 22 日	変更届（破碎施設⑥の追加）
令和 7 年 8 月 28 日	変更届（破碎施設の廃止及び破碎施設③の入替）
令和 7 年 9 月 12 日	更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無
無し